

## 南幌町広告掲載取扱基準（広報なんぼろ）

（概要）

- 1 これは、広報なんぼろへの広告掲載に関し必要な事項は、南幌町広告掲載取扱要綱（令和5年南幌町告示第36号。以下「要綱」という）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（広告枠数、規格及び掲載料金について）

- 2 広告の掲載料金は次のとおりとする。

種別	広告掲載スペース (タテ×ヨコ)	1号あたりの掲載本数	1色	カラー (裏表紙)
第1種	54mm×86mm	制限なし	5,000円	7,500円
第2種	54mm×173mm		10,000円	15,000円
第3種	49mm×46mm	制限なし	3,000円	4,500円
第4種	252mm×54mm (タテ帯)	バランスを考慮して最大2本とする	15,000円	
第5種	252mm×173mm (1ページ)	各号につき最大1本とする	50,000円	
第6種	230mm×173mm	各号につき最大1本とする		75,000円

※各種の広告料金単価は消費税を含む。

※上記に掲げるもののほか、広告の規格等に関して必要な事項は、町と申込者が協議して決定するものとする。

（広告の申込・作成等について）

- 3 申込者は申込書に原稿等を添えて掲載を希望する月の前月5日前までに町長へ提出しなければならない。
- 4 町は、申込書の広告掲載内容について、掲載条件と照らし合わせてふさわしいと判断した場合、申込者と広告デザイン等の詳細について協議を行う。
- 5 作成した広告については、必ず申込者の校正及び同意を得て完成とする。
- 6 町で作成した広告は、町が著作権を有するものとし広報なんぼろ以外での使用を認めない。